愛川町行政評価制度実施要領

平成 25 年 4 月

愛 川 町

目 次

I.	行政評価制度の導入目的	
1	導入の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	導入の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Π.	行政評価制度の概要	
 1	基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)効果的かつ効率的な町政運営	_
	(2) 評価結果の公表	
	(3)政策等への反映	
	(4) 簡易で機敏な評価システムの構築	
	(5) 職員の意識改革と人材育成	
2	行政評価制度の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)事務事業評価と施策評価	
	(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動	
	(3)評価の視点の多様性の確保	
	(4) 評価手法の応用	
	√□ Th=TI/TI # U cT	
${\mathbb I}.$	行政評価制度の詳細	
1	実施する行政評価の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	対象とする施策、事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3		5
_	評価の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	行政評価制度体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

Ⅰ. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、 事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

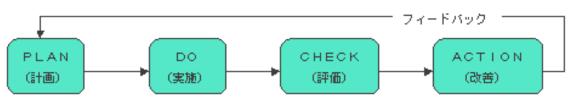
また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明 責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第2次改定版」(平成15年度~平成17年度)に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)」(平成16年条例第1号)により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度(以下「行政評価制度」という。)は、限られた行政資源(人、財源、物)を効果的に活用していくために必要な「計画〜実施〜評価〜改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。

◆行政経営マネジメントサイクル(PDCAサイクル)◆



Ⅱ. 行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営(自治基本条例)

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を 分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表(自治基本条例)

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。 また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進してい くための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映(自治基本条例)

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1)事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための 手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す 姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で 個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画、予算編成を所管する企画政策課による事前調整後、庁内行政評価委員会による1次評価及び行政改革推進委員会による2次評価(外部評価)を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、後期基本計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保 し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ. 行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の	内容	実施する時期
	種類		
1	施策評価	総合計画の基本計画(「節」のレベル)単	基本計画の計
		位で、主に目標の達成状況について評価	画期間が開始
		し、次の基本計画策定や施策を構成する事	してから3年
		務事業の精査に活用するもの。	を経過した後
2	事務事業評価	事務事業評価 原則として予算書における子事業の単位	
		で、施策目標の達成に当該事務事業が与え	
		る効果について評価し、事業の取捨選択、	
		実施内容の見直しに活用するもの。	
3	特定分野評価	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの	原則として
	(事務事業評価	課題を有し、予算書における子事業の単位	毎年度
	の1つの形態)	よりも細かい単位で評価することが必要	
		なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直	
		しに活用するもの。評価の手法は原則とし	
		て事務事業評価と同様とする。	

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対
		象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価
		を行うことが適当であると認められた事業、又は
		総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事
		業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の
		分野における事務等で、総務部長が必要と認める
		ものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管す	所定の様式を用い、成果やコストに関
	る所属の長(複数の所	するデータを入力することで判定され
	属が関係する施策につ	る評価に対し、改善等の方向性を決定
	いては最も関係が深い	する。
	所属の長とする)	
1 次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェ
		ックするほか、政策的な整合性等につ
		いて判断した上で、改善等の方向性を
		検討する。
2次評価	行政改革推進委員会	2次評価の対象とする事業を選定し、
(外部評価)		町民や学識経験者などの外部からの視
		点により1次評価の結果の妥当性をチ
		ェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善
		策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを
(アウトカム指標)	客観的に示すための指標。
	なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適
	した指標と中間的な状態を示すために適した指標があ
	るため、行政評価の種類により使い分けるものとする。
	例)交通安全教室参加者数(中間的指標)
	交通事故による死亡者数(最終的指標) 等
活動指標	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の
(アウトプット指標)	状況を客観的に示すための指標。
	例)交通安全教室開催回数 等

※目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標(インプ

ット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

◎実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図

